

○ かかりつけ薬局を持ちましょう！ 

「かかりつけ薬局」とは、医療機関でもらった処方せんを、いつも同じ薬局に持って行き、薬をもらうよう患者さんが決めた薬局のことです。

かかりつけ薬局を持つことにより、服用している薬を、継続してチェックしてもらえます。

薬を安心して使うために、相談できる「かかりつけ薬局」を持ちましょう。



【かかりつけ薬局を持つことでチェックできること】

(例)・複数の病院から、同じ薬が処方されていないか

- ・一緒に飲むことを避けた方がいい薬がないか
- ・副作用が出ていないか
- ・期待される効果が出ているか



○ 麻薬・覚醒剤乱用防止運動について

10月1日(木)から11月30日(月)までの2か月間、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」を実施します。

麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物の乱用は、乱用者個人の健康上の問題にとどまらず、さまざまな事件や事故の原因になるなど、公共の福祉に計り知れない危害をもたらします。

一度でも薬物に手を出さない・出させないことは極めて重要であり、一人ひとりの理解と協力をお願いします。



お問い合わせ先: 栃木県東健康福祉センター  
生活衛生課  
TEL 0285-83-7220



○ 犬の適正飼養の推進 ～犬を飼うなら2K4Sで飼いましょう！～

2K4Sとは・・・

**K1 狂犬病予防注射**:犬を飼い始めたら、お住まいの市町に登録(一生涯に1回)を行い、狂犬病予防注射(毎年1回)を受けましょう。

**K2 けい留義務**:犬は鎖につなぐ、柵の中で飼養するなど「けい留」して飼いましょう。  
散歩の時も、必ずリード等を装着しましょう。

**S1 終生飼養**:犬の生態や習性を正しく理解し、飼い主の責任として、最後まで愛情を持って飼いましょう。

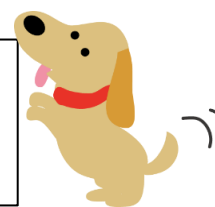
**S2 所有者明示**:迷子になった時や災害発生時の対策として、首輪に鑑札、注射済票をつけましょう。  
脱落の心配が無いマイクロチップを装着すると、より効果的です。

**S3 飼養頭数のコントロール**:不幸な命を増やさないために不妊去勢手術を適切に行いましょう。  
早めに手術を行うことでかかりにくくなる病気もあります。

**S4 しつけ**:ただかわいがるだけが愛情ではありません。  
人に危害を加えたり無駄吠えなどで周辺に迷惑をかけたりすることがないよう、きちんとしつけを行いましょう。



お問い合わせ先: 栃木県動物愛護指導センター  
TEL 028-684-5458



動物愛護指導センター  
ホームページ

